

第十九編 普選運動一斑

序説

政治運動と労働運動との兩側より頗る興味ある問題として大正九年度我政治社會に於ける代表的現象なる普選運動を茲に一瞥する。大正九年の政治界は四十二議會、四十三議會、四十四議會の三政治的機會に出會したのであつて、普選運動も各機會毎に若干の相異なる色調を示して我政界に未曾有の大波瀾を惹起し未解決のまま、九年を葬り四十四議會に心細き決戦を試みんとする現況に彷徨しつつあるのである。

第一 第四十二議會前後の

普選運動

一 院外普選問題の形勢

第四十二議會前の院外に於ける普選問題の白熱高潮は實に物々しきものがあつた、其の猛烈さに於て、其熱誠に於て、其深さに於て、其廣さに於て、其一般的なるに於て、未曾有の一現象であつた。時恰

も労働運動の最高潮に到達したと相俟つて宛然一種の騷擾の觀を強ふした。而して其運動は二月に於て最も激烈を極め、議會解散と共に、鳴を静め臨時議會を望んで再び進展して往つた。其運動の各場合各事件は到底枚擧に遑がないから茲には二月中に起つた數件を掲げる。只此所に注意して置くのは如斯熾盛なる院外普選運動が主として政治屋の政争の具に利用されて居た事である。

大阪労働組合の普選演説會

一日午後六時から大阪労働組合は中央公會堂で演説會を開いた、労働者の集まるもの約八百名、加藤滋氏の開會の辭に次で京阪神各聯合會員十數名の五分間演説あり、友愛會長鈴木文治氏關西労働同盟理事賀川豊彦氏等音頭取りとなつて、來會者一同賀川氏作「普通選舉の歌」労働運動の歌」を高唱して氣勢を擧げ岸田美郎氏の「國家の恢復」久留弘三氏の「労働者の政治運動」の演説に次で賀川豊彦氏は「産業民主主義の確立」最後に鈴木文治氏の演説が

あつた。

全國労働團體聯盟の大

示威運動

二月十日全國労働團體聯盟主催普選大演説會大示威運動は午前十時芝公園大隈侯銅像前廣場に於て開催參加せる團體は（東京）日本労働黨、交通労働、小石川労働、海軍造兵工廠、日本車夫組合外九團體（大阪）屋外労働、旭橋人夫労働、石工組合外六團體（京都）模範労働外四團體（神戸）印刷聯合組合等の各代表者及び團員二千餘名、定刻十時洋服組合の森谷氏開會の辭を述べ、今井嘉幸氏日本労働黨山本氏以下數十氏の演説あり遠山健吾氏に依つて

一、無制限横斷労働組合法の實施

一、治安警察法第十七條の撤廢

一、普通選舉の即時實行

の決議文は朗讀され滿場一致可決遠山、森谷、文崎の三氏は同決議を齎して大岡議長を衆議院に訪問、其間を一同は尙演説會を繼續して之を待ちしに正午過ぐるも右三名は歸來せず餘議なく一同愈々議會に向つて大示威運動を試みた。

立憲労働憲の大示威運動

二月十一日午後一時より上野公園に於て立憲労働黨主催の参政權獲得民衆大會と普通選挙期成同盟會主催の普選促進大會とが開かれた。午前十一時憲政會の代議士大竹、小泉、三木、横山等の面々二十餘名は數臺の自動車に分乘し來り大に氣勢を副へ是と相前後して小石川博文館の大進會の旗を先頭に押立て樂隊に景氣を副へながら普選の歌を高唱しつゝ約千名乗込み來り其後より小石川労働會其他四十二個團體は續々と參集し其數無慮一萬と算せらる此の日は祭日に加へて天氣好晴にて人出加はり非常に賑ひたり聽て午後一時本太葵堂氏開會を宣し山口氏を座長に推し

決議文

吾等民衆は強大なる示威運動に依り普通選挙法案の絶對的通過を期す

を可決し右決議文は直に廣瀬、沖島、牧田本太、遠藤の五氏携帶自動車にて原首相を始め各政黨本部を訪問して提示する所が

普選運動一斑

あつた斯くて會場四方に配置したる二十餘臺の自動車を演壇に代へ各代表者交々普選促進の熱辯を揮ひ舌端火を吐くの概があつた午後二時よりは大示威運動を開始し大衆全部日比谷公園指して行進した。

僧徒の参政要求

二月十二日神田明治會館にて参政權差別撤廢期成同志會は大會を催し左の決議をした。

決議

- 一、吾曹は佛教の本旨に基き國運の隆運に資し社會の慶福を増益せんが爲に此處に普選の實現を期す
- 一、吾曹は立憲の本義及び普選の公理に依り選挙法第十三條の撤廢を期す

立憲労働黨の普選請願提出

二月三十一日東京府下北豊島郡西巢鴨町立憲労働黨總理著作業山口正憲畫家遠藤達之助新聞記者本多梅之の三氏は全國三十八労働團體八千七百五十三人の代表者となり代議士黒須龍太郎氏を通じて普選請願書を今期議會に提出した。

關東労働聯盟の普選運動

二月二十日友愛會の普選問題協議會は午後七時から友愛本部で開かれた一般國民に取つて死活問題とも言ふべき普通選挙の實現と治安警察法の撤廢に關する運動の實行方法に就いて協議するのが目的で工人會、俸給生活者組合、汎勞會、日本交通労働組合、日本労働組合、友愛會、信友會、自由労働會の八團體代表者十五名が集まつた。座長には鈴木友愛會長が推され書記には同會松岡理事が舉られた先づ會計の報告があつて、協議に移り左の諸件を決議した

- 一、關東聯盟の名に於て各派代議士に普選案の通過に極力盡力せらるゝやう書面を以て申込むと
- 一、實行委員は灰色議員を個人訪問してその決意を促すこと
- 一、普選の決議を見る日には各團體の有志をして成るべく多數傍聴に赴かしむること
- 一、廿二日の普選促進連合大懇親會には各團體の有志として參加隨意なること
- 一、治安警察法の撤廢に關しては國民黨案に基いてその通過に努力を惜まざること
- 一、各政黨本部を歴訪して團體の輿論を開陳

し特に治警第十七條の撤廢に極力奮闘すること

尙今後聯盟所屬の代表者は友愛會本部に集まり各種の運動に違算なきを期することにして同夜九時半散會した。

關西労働聯盟の普選運動

關西労働聯盟主催普通選舉示威運動は二月八日午後一時から神戸で舉行された、雪降る中を湊川公園に集まつた五百の労働者は行列をなして各新聞社を歴訪し意氣軒昂午後三時大演說會場なる青年會館に繰り込んだ、演說會は三時半より閉會十數名の辯士交々起つて熱辯を振ひ聯盟を代表して請願運動に上京した行政長藏氏の報告あり最後に賀川豊彦氏の演說があつて午後六時散會した。

名古屋の労働會の普選

示威運動

名古屋労働會主催の示威運動は二月十五日午前十一時より開始され、鶴舞公園に參集し更に國技館に乘込み左の宣言をなした。

宣言

世界大勢の進展と國家百年の計とに鑑み茲に我等中京の勤勞階級は斯く宣言す我等は既に金權の支配する政治の無能とその腐敗とを見たり勤勞者は常に國を富まし國を守り自ら富ますと雖も日夜人の爲めに勞せり然るに彼は唯貧くして三四の納税を爲し得ずと云ふ理由に依りてその選舉權を阻止せらるこれ我等の堪へ得る所にあらず故に我等は民衆の幸福と國家の安泰との爲に金錢によらず唯人格を基礎とする選舉權の確立を見ざる可らずされば愛國の至情に燃え民權の進まざるを憂ふる我等は斯くの如く宣言す
凡て生産者は普通選舉權を獲得すべし

決議

我等は普通選舉の實行に關して必要と信ずる措置を執るべし
附帶決議
労働組合の成立を促し治安警察法第十七條の撤廢を期す

普選國民大懇親會

二月廿二日午後一時芝公園に於て普選國民大懇親會が催され、各團體代表者會集し、群集三萬に達し散會後一團は首相邸及政友會本部に押寄せて、尙同日立憲労働黨の民衆大會上野公園に催され、一萬餘人の參集者を見た。

普選促進記者大會

二月二十二日普選促進全國記者大會は、午後三時より帝國ホテルにおいて開會、全國各新聞通信記者六十餘名出席、馬場恒吾氏の開會の辭に次ぎ井上正明氏を座長に押し直に議事に入り滿場一致左記の宣言並に決議を可決し、座長指名にて實行委員十二名を選定し夫れより各新聞代表者の演說に移り何れも熱烈なる普選即時實行論を述べ五時散會した。

決議

- 一、吾人は普通選舉即時實行を阻止する政府の更迭を期す
- 二、吾人は第四十二議會において普通選舉法案に反對したる代議士を再選せしめざらん事を期す
- 三、吾人は普選三案の統一を計るに際し交讓妥協の精神を發揮せしむものは普通選舉實行の誠意なきものと認む

二 院内普選問題の形勢

歐洲戰爭以來我財界の急激なる發展と相俟つて國民思想は變化し、社會問題の擡頭、政治の民衆化的欲求は熾盛となつた。

此秋に於て政友會のために一蹴せられた第四十一議會來の懸案たる普選案に對して、憲國兩黨は從來の係争を抛棄して共に是を提げて臨む事となつた。然るに憲政會に於ては、黨内に急進漸進二派の議論旺盛となり尾崎、島田兩氏等の急進派は施行期日を次の總選舉より實施す可しと唱へ、幹部の意嚮は大正十四年以後の總選舉より實施するに傾いた、其後幾多の波瀾を経て幹部側の讓歩となり施行期日に就て一致を見たが、幹部の固執した「獨立生計を營む者」と云ふ資格制限に於て國民黨及び院内普選實行會との連絡を缺き一致の氣勢を殺す事甚しかつた。かくて三派の提出にかゝる三様の普選案は二月十四日の日程に上つた。今之を見るに

イ 衆議院議 選舉法中改正法律案

(武富時敏君外六名提出)

第八條二號及第三號ヲ左ノ如ク改ム

二、選舉人名簿調製ノ期日迄テ引續キ滿六ケ月以上同一選挙區内ニ住所ヲ有スル者

三、獨立ノ生計ヲ營ム者

第九條中「限」ヲ「期間」ニ改ム

第十條中「滿三十年以上」ヲ「滿二十五年以上」

ニ改ム

第十一條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四、六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處ラレ其執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クル事ナキニ至ル迄ノ者

第十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

政府ニ對シ請負ヲナス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲナス法人ノ無限責任社員、役員及支配人ハ被選舉權ヲ有セス

政府ノ特別ノ保護又ハ監督ヲ受クル法人ノ無限責任社員、役員及支配人ハ亦前項コト同シ、其法人ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス

前二項ノ役員トハ發起人、取締役、監査役及之ニ準スヘキ者並ニ清算人ヲ謂フ

第十四條 官吏ハ勅令ヲ以テ指定シタル者ヲ除ク外被選舉權ヲ有セス、但シ退職者ハ此限ニ在ラス選舉事務ニ關係アル吏員ハ其選舉區内ニ於テ被選舉權ヲ有セス

選舉事務ニ關係アル官吏、吏員其職ヲ罷メタル後三箇月ヲ經過セサル者亦前項ニ同シ

第十五條 削除
第十六條 削除
第十八條中「生年月」ヲ「生年月日」ニ改メ第四項中「納稅額及納稅地」ヲ削ル

第十九條 削除
第二十二條 削除
第二十三條 削除
第二十四條中「第二十二條」ヲ削ル

第九百九條 削除

附 則

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス
本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スルニ必要ナル選舉人名簿ニ關シ第十八條乃至第二十條第二十四條第二十六條第二十七條ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ其期日又ハ期間ヲ定ム但シ其選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定ノ日迄テ其効力ヲ有ス

同古島一雄君外四名提出

第八條第一號中「二十五年」ヲ「二十年」ニ改メ
第三號ヲ削ル

第十條中「三十年」ヲ「二十年」ニ改ム
第十二條第二項中「又ハ官立公立私立學校ノ學生、生徒」ヲ削ル

第十三條第一項ヲ削ル
第十八條第四項中「納稅額及納稅地」ヲ削ル
第十九條削除
第二十三條中「十」ヲ削ル

第二十四條中「第二十二條」ヲ削ル
第九百九條削除

附 則
本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス
本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スルニ必要ナル選舉人名簿ニ關スル第十八條第二十條第二十四條第二十六條第二十七條ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ其期日又ハ期間ヲ定ム、但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定ノ日迄其効力ヲ有ス

大正八年法律第六十號中第八條第三號ヲ削ル

ハ 同坂本金彌君提出

第八條第三號號ヲ削ル

第十條「滿三十年」ヲ「滿廿五年」ニ改ム

第十八條第四項中「納稅額及納稅地」ヲ削ル

第十九條削除

第二十二條削除

第二十三條中「前二條」ヲ「條二十一條」ニ改ム

第二十四條中「前第廿二條」ヲ削ル

第九條削除

附則

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

本法ニ依リ初テ選舉ヲ行フニ必要ナル選舉人名簿ニ關シ本法ニ定ムル期日又ハ期間ニ據リ

難キ時ハ勅令ヲ以テ別ニ規定ヲ設クル事ヲ得

但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定ノ

日迄其ノ效力ヲ有ス

大正八年法律第六十號中第三號ヲ削ル

斯くて此三様の普選案は其特別委員會

に於て夫々政府黨の爲めに撃破され、其の

本會議に對する成立は殆んど見込なきに

至つた。二月廿六日に於ては原首相は二月

十四日島田三郎氏提案理由説明の際に於

ける「階級打破」云々の一齣を捕へ議會解

散を敢てするに至らしめた。今其際の模様

を示すに當日午後、高田松平(憲政)、三木

武吉(憲政)小川平吉(政友)氏等の論戦後

が下つた。

この演説の終るや否や議會解散の詔勅

が下つた。

原首相登壇して曰く

政府の意見は委員會にて詳細を盡したり此の

案は國民の休戚にかゝる重大なる案件なり現

政府に於ては勿論歴代内閣に於ても選舉法擴

張を漸進的に行ふ方針なり此點に就ては國民

も了解せる筈なり憲法附屬の大法律たる選舉

法を昨年改正し今又改正せんとするは法律の

信用議會の威信に拘はるべし昨年擴張の際は

大多數を以て通過し國民は又次の選舉は此の

改正法にて執行せらるゝものと確信し居れり

國情の許す限りは十回を三回と低下し又更に

之を低下するも可なり併しながら今日は未だ

以て其の時期にあらず提案者の意見に據れば

納稅資格の撤廢は單純なる擴張にあらずして

階級打破其の他現状打破にあるものゝ如し是

等の人々は選舉權の擴張よりも寧ろ現状打破

を以て其目的とせるが如し是余の賛する能は

ざる所なり今日に於て普選を實施するは國民

の安寧幸福を冀はざるものゝ言なり國情の變

化を言ふも日本は歐米とは異なるものあるは勿

論にして變化せるは事實に相違なきも其の實

質に於て相違するや謂ふ迄も無し此の時に方

りて此の大法律の改正を企つるは決して國民

の利益にあらず故に冷靜なる判斷を以て事に

當られたきものなり政府は此の議場に於て此

の改正案が決して成立するとは信ぜざるもの

なれど國民の公平なる判斷に訴へんとす

この演説の終るや否や議會解散の詔勅

が下つた。

首相は翌日解散の理由を與黨に演説した。曰く

前略：然れども今日の場合如何に之を處理

す可きかと第一の問題なる可し御承知の如く

選舉は憲法附屬の大法典にして容易に變更す

可きものに非ざれども時勢の進運に従ひ之に

順應する改正を加ふべきは當然なり而して新

選舉法は昨年兩院を大多數を以て通過したる

ものにして爾來未だ一箇年に滿たざるのみな

らず一回も之を實行せしことなし此の如き場

合に於て又復選舉法を改正せんとするは政府

の實に反對せざるを得ざる所にして斯くては

立法の尊重を傷くるものと云ふべく國民は何

を以て立法を信賴し議會に頼らんとするか衆

議員選舉法の如きは最も重要にして輕々しく

之を改廢すべきものに非ず故に選舉權擴張に

は異論なきも今日直に之を改正せんとするが

如きは絶対に反對たり加之其の是を改正せん

とする所の理由は國家の爲め甚だ喜ぶ可き理

由に非ず即ち第一に世界の變遷を云々して選

舉法の改正を論ずるものなれども這は昨日も

議場に於て委員長より報告せられ又余の力説

したる如く大なる謬見なり歐洲に於ては御承

知の如く既往五箇年間眞に國家の運命を賭し

て戦ひたるものにして戰勝國も戰敗國も其の

結果物質上並に精神上甚大の變化ありしは何

人も之を認むる所あり然るに日本は歐洲諸國

と其の國情を全く異にせるを以て其の根柢に

於て大なる相違あり此の歐洲の國情を直に我

國の上に移し之を以て選舉法の改正を爲さんとするが如きは國家の基礎に將來に危險を及ぼすものと認めざるを得ず又第二に納稅資格三圓は大なる階級を認むるを得ざるに之を改め階級打破を叫ぶは誤れり三圓は最も低き資格と認め居れり我國は決して階級政治を行ひ居るものに非ず然るにも拘らず此の選舉法を改正する理由の一として階級制度打破を敢てせんとするに至つては全く現代の社會組織を脅威するものと認めざるを得ず之に處する運動の如きも國家の情勢を顧みず内外の形勢をも顧みず又憲法附屬の大法典は容易に變更す可きものに非ざることをも考へず唯徒に盲動す之が爲め議員の自由意志を壓迫せんとしつゝあるは諸君の御承知の通りなり如斯誤解の上立脚せる運動を重ね而も漸次不穩の形勢を醸成せんとするは余の最も憂懼に堪へざる所なり國家の爲め誠に危險至極と云ふべきなり故に政府に於ては今日此の誤解を訂すの方針を執らざるべからざるに至り是等理由なき根據の上に所謂普選論者は之を以て國民多數の主義即ち國論なりと稱し天下に鼓吹するに至つては獨り議場に於て幸に我黨の主張に賛成する議員多數を占め以て之を否決したりとて彼等は更に之を國論に反對する決議なりと言はんは明にして延いて如何なる輕舉妄動を敢て爲すなきを保せず如上の如く所謂普選論者の主張は今日の我國情に照し決して當を得たるものに非ずと認むる次第にして事妥に至りては最早國民全體の冷却なる判斷に俟つ

普選運動一斑

外なし余は普選に反對する者に非ず唯今日の時機は未だ尙早なるを如何せん云云

第二 第四十三議會前後の

普選運動

一 院外普選問題の形勢

以上説明した通り四十二議會に於ける普選案は政府側に於ても又反對黨側に於ても之を眞面目に考へるよりは之を政争の具に利用した傾がある。又之に關聯して院外の普選運動も半ばは其運動者の無智から半ばは政治屋の奸狡から譯もなく之等政争者に擔ぎ上げられて野豬的に騒ぎ廻つたに過ぎなかつた觀がある。この現實は議會の解散と之について起れる總選舉とに通じていよく明白となつて來た。

議會が普選問題を動機として解散されるとき、當然來るべきものは、反對黨の活躍でなければならなかつた、又普選論者の活動でならなければならなかつた。然るに後述するが如くこの點に關して普選運動の中堅たるべき憲政會の態度は必ずしも明白ではなかつた、否少くとも強烈ではな

かつた。從て案外にも三月四月は感激なき普選運動の時代となり、世人は驚きの猛烈なる運動は何に由來したのかを解するところが出來ない様な氣のぬけた有様となつた。この間全國普選聯合會は不法解散の非を鳴らし檄を全國に飛ばし、普選三派聯合會は會合を催して氣勢をあげて(三月二日ステーションホテル)改造同盟も亦演說會を開いた。(三月三日青年會館)その他二三の會合はあつたけれども之以後の運動は主として地方的になつて來たのは蓋し總選舉が政府の中心問題となりその運動が直接に普選運動に反映したのであると見ねばならぬ左に中央地方の運動を示さう。

九州普選實行委員會の決議

四月廿九日九州普選期成同盟會は博多に於て實行委員會を開き左の決議及實行方法を決定した。

決議

- 一、事務所を福岡市上祇園町とみや旅館に變更の件
- 一、普選宣傳の爲福岡市に於て五ヶ所に演說會を開く

實行方法

- 一、右決議を實行する爲會員中より二十名の實行委員を選定す
- 一、委員は毎日午前十時迄に事務所に參集する事

無選舉權者大會

五月十四日布施辰治氏主催の同會は神田青年會館に於て開かれ左の決議を可決した。

決議

- 一、我等は生活本位の普通選舉を要求し即時斷行を期す
- 一、我等は納稅本位の制限選舉法に據る這次總選舉を彈劾す
- 一、我等は財閥本位の制限選舉法に據る這次新議會を信任せず
- 一、右決議す

大正九年五月十日

無選舉權者大會

尾道普選同志會

五月廿日同會は同市に大會を催し出席者交々普選の斷行を力説した。

決議

- 一、吾人は戮力特別議會に於て各派一致の普選案を提出せしめ其通過を期す
- 一、吾人は飽迄横暴なる現内閣の倒潰を期す

普選聯合會大演說會

六月十三日普選聯合會主催第二回大演說會は、洲崎埋立地に開催され、聽衆三千學生聯盟の諸辯士、其他各私立大學生の演說があつた。

福井縣普選團體の成立

六月十五日森田の青年有力者は、森田立憲青年黨を組織し左の綱領を決議した。

- 一、政治思想を普及し常に健全なる輿論の指導者たるべし
- 二、舊來の弊習を打破し憲政有終の美を濟すべし
- 二、選舉權を擴張し君民同治の實を擧げんと期すべし
- 四、自治の改善を圖り健全なる自治團體の建設に努むべし

東海普選聯盟發會式宣言

六月十九日東海普選記者團を以て組織された同會は名古屋國技會に於いて發會式を擧げ左の宣言決議を可決し大津淳一郎、關和知氏其他市内各勞働團體の代表者の演說があつた。

決議

- 一、普通選舉の即時實行を目的とし政治の改善向上を期す

- 一、普通選舉を拒む如何なる内閣にも反對す
 - 一、現内閣の彈劾を期す
- 附帶決議
- 一、普通選舉に關する請願をなすこと
 - 一、右實行の一切を座長に一任すること

普選聯合會期成大會

六月廿日全國普選聯合會主催の同會は六月廿日芝浦埋立地に於て開かれ尼港事件問責普選決行内閣倒潰の決議をなし高橋秀臣、望月小太郎氏等の演說があつた、かくて一萬の大衆は首相官邸に打寄せたが阻止された。

國民總同盟國民大會

六月二十日國民總同盟主催の普選問題及尼港虐殺事件國民大會は午後一時上野公園兩大師前に開催、折柄の日曜に聽衆數千に及び立憲勞働黨橫濱仲仕同盟會其他の紅白の幟數旒を押立つた印袴纏仕事服等の幹部連が眼をギョロ／＼と光らす、聽て弘勢氏の開會の辭に始まり小山六之助氏を座長に綱領宣言決議等の朗讀があり山口正憲、宮崎寬愛、小山六之助其他十數名の演說は何れも尼港事件に對する政府

の態度與黨野黨の不徹底を攻撃した。

學生聯盟の演說會

六月廿三日學生聯盟主催の普選宣傳演說會は六月廿三日大塚終點の空地に開かれて、聴衆二千、左の決議文を可決した。

一、政府對西伯利政策の拙劣より生じたる今回の大虐殺事件は我が外交史上未曾有の大失態にして政府は直ちに引責辭職すべきもの也

一、普通選舉は聖旨にして亦輿論なり之を拒否せんとする現政府は國民の公敵なりと認めて辭職を勧告す

一、其本分を失はざる範圍に於て學生の政治運動は公然參加する事を認めらる可く其筋に對し要求する事

新婦人連の普選運動

六月廿七日普通選舉期成同盟會では午後二時から有樂町の淘々亭に協議會を開催、松本君平尾崎敬義諸氏の外に新婦人協會の平塚雷鳥女史に市川塚本二女史も參加、種々討議の結果今後の普選運動には婦人連と聯合して氣勢を高め、選舉權を成年以上の男女といふことに擴げ會員組織として全國に之を募り議會が濟んだら大宣

傳に出發する之れと共に治安警察法第五條の婦人の政治演說禁止の條項撤廢に努力すべく松本、小林、高木の三代議士が議會で活動することになり、委員の改選を行つて九時散會した。

活動寫眞の普選宣傳

友愛會主催の下に「普通選舉と勞働」と題する活動寫眞全部六卷は七、七、八、九の三日間神戸市下山平町基督青年會館に於て映寫された。

一 普選運動と各政黨の態度

院内の形勢を述べる前に少しく議會解散後に於ける各政黨の本問題に對する態度を觀察する事にしよう。

憲政會の態度

政府側は自己の手盛の好都合なる現行選舉法にて一舉にして絶對多數を占めんとする腹は前から定まつてゐたものと見ねばならぬ。それで私かに口實さへ見つかれば議會を解散すべき機會の到來を待ちかまへて居たのである。そこで偶々普選案

が上程され院外の形勢も險惡になつて來たので政友會は此の機を逸してはと、態々普選運動に手を廻して此形勢をして益々惡化せしめたと云はれてゐる。而して之が圖に中り院外の氣勢がいよいよ昂つたとき普選案そのものの運動が院内に於ては政府の有利に解決することが極めて明瞭なるに拘らず、兎に角島田三郎氏の「階級打破云々」の上足を取つて巧に豫定通りの解散を成就したのであると解されてゐる。

この意味に於て政友會にとりては、普選がどうの階級打破がこうのは問題ではない。普選案の通過しない事を百も承知して居つても必ず解散を斷行して黨勢の伸長に之を利用すればそれで足りたのである。それは兎に角いよいよ解散があつた以上政友會としては所謂「國民の判斷」に訴へるために、其争點を明白にする必要がある。これには飽くまでも普選尙早を標榜して行かねばならぬ。由つて頻りに普選案を危険呼ばりし、危険呼ばりさへすれば選舉人も普選を嫌ふ事と心得て居た。これが實際

問題としては「國民の判斷」に正當と思はれたでもあらうが政友會は總選舉に當つては思ふ存分の成功を博し得た。かくて、六月廿七日には既に新陣容成り、同會は大會を催し「議會は普選問題の爲めに解散となりたれども總選舉の結果國論の在る所既に歴然たり」と宣言したのである。之を要するに政友會は豫定の行動を普選反對の名に於て實行し、且つその所期の結果を得たと云ふべきである。

憲政會の態度

憲政會は四十二議會以前から本問題に對して眞劍でなかつた。初め施行時期の問題で黨内に二派を生じ、又其後所謂獨立生計を營む者」と云ふ資格條件に就ても煮え切らず。普選案を提出したのも信念あつての事ではなく唯或利害關係から普選案を人氣問題として取扱ひ之を踏臺にして喜劇を演ぜんが爲めであつた。初めから普選案の通過しない事も知つて居り従つて解散も萬無からうと心得ての上で上提したのだとも觀られる。然し事實は豫期に反し

て政友會に裏を搔かれることゝなつたからその内心の驚は非常なものであつたに相違ない。次いで解散後の總選舉に依つて憲政會の操つた態度はシドロモドロのものであつた。其譯は選舉人は納稅三圓階級を以て特權階級を造り度く従つて之を破壊する様な普選案に賛成す可くもない、由つて普選案は不人氣だと斷定したのと、此理由からして政友會が連りに普選案を危険呼りし立てたのとそれに新聞紙や局外者が聲高に同案が反對黨に不利だと高唱し合つたからである。由つて憲政會は黨略上成る可く選舉場裡には普選問題を抜きにして模糊たる態度を持した。加藤總裁は後れ馳せに大阪で普選の理由を説いたが之等もその苦しい立場に逡巡しつゝあつた一面を曝露することに終つて、憲政會として果して普選をどうしやうと云ふのかはあまり明瞭でなかつた。それにも係はらず世間は一步を先んじて市部に於ては一般的に普選派の勝利を示した。そして憲政會は氣の毒な敗戦を招いて百九名と

云ふ少數になつてしまつた。六月廿七日憲政會大會に於て加藤總裁は「普選問題の見地よりすれば毫も最初の信念を動かすに足らず、余は總選舉終了後の今日に於ても其一言一句を訂正するの必要を認めざるのみならず、益々普選急施の必要を痛切に感ずる者なり」と演説し、同日の宣言には「現内閣の失政を糺弾し其更迭を期するは現下の危局に處するの道、是れ實に我黨の本分なるを信す」と言つて居るけれども、その宣言中には普選案を力説せず總裁の演説中に「普選急施の必要を痛切に感ずる」と言明して居るのみであつてこの問題を以て天下を争ふ概を示さなかつた。要するに憲政會は普選に對して熱心と自信とを缺きながらそれを擔ぎ廻つてそのため失敗した感がある。

國民黨の態度

初め政府が普選案の故を以て衆議院を解散した時云ひ合せた様に敵、味方局外者、等しく普選案の選舉人に喜ばれないものと斷定して其腹を据えた。で國民黨でさ

へも當初選舉演説に普選を省いたものすらあつたが漸く其蒙を啓いてか宣傳部を設け犬養氏自身出馬して壇上に立つ事

百八十餘回、極めて熱心に普選案を擔ぎ廻つた。彼は云ふ「國民黨も非常の苦戦であつた、併し自分等は主義主張を曲げる事を得ない。如何に普通選舉が現在の有権者に不人氣であつても、自ら信じて高唱した普通選舉は選舉人が無理解に之を嫌へば嫌ふ程之を徹底せしむる爲めに益々熱心に之を説いたのである。普通選舉を嫌ふ者には愈々聲を大にして普通選舉を説くと云ふのが自分等のモットーであつた」と普選案は各黨の豫想を裏切つて案外受けがよかつた。國民黨は兎に角總理の孤軍奮闘的努力に由つて辛うじて解散前の數に近い當選者を得た。寧ろ意外の成功と云ふ可きであつた。六月廿七日國民黨は大會を催し「若し夫れ選舉權を普及して政治の基礎を弘恢するの一事に至つては國論益々之を要求せり、進んで其目的の貫徹を期す可し」と宣言した。是に由つて觀れば國民黨

の態度は兎に角一貫して居つた。憲政會の頗る微溫的低徊的になるに反して、前者は著しく水際立つて居た。

三 院内の普選案

總選舉後の憲政會は從來の行懸り上、依然として「獨立の生計を營むもの」との條項を固執して來て居るので國民黨その多の團體と一致を見ず、從て各案は別々に七月十二日の衆議院本會議に上程された、之に因るに、

衆議院議員選舉法中改正 法律案（武富時敏君外七 名提出）

- 第八條第三號ヲ左ノ如ク改ム
- 三、獨立ノ生計ヲ營ム者
- 第十條中「滿三十年以上」ヲ「滿二十五年以上」ニ改ム
- 第十三條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ第三項中「前項」トアルヲ「前二項」ニ改ム
- 政府ノ特別ノ保護又ハ監督ヲ受クル法人ノ無限責任社員、役員及支配人ハ亦前項ニ同ジ其法人ハ勅命ヲ以テ之ヲ指定ス
- 第十四條 官吏ハ勅命ヲ以テ指定シタル者ヲ除ク外被選舉權ヲ有セズ但退職者ハ此ノ限ニ在ラス選舉事務ニ關係アル法員ハ其選舉

區内ニ於テ被選舉權ヲ有セス

選舉事務ニ關係アル官吏其職ヲ罷メタル後三箇月ヲ經過セサル者亦前項ニ同シ

第十五條削除

第十六條削除

第十八條第四項中「納稅額及納稅地」ヲ削ル

第十九條削除

第二十二條削除

第二十三條中「前二條」ヲ「第二十一條」ニ改ム

第二十四條中「第二十三條」ヲ削ル

第三十八條中「選舉權ヲ有セサルトキハ」ヲ「第十一條又ハ第十二條ニ該當スル者ナキトキハ」ニ改ム

第九條削除

附則

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス
本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スルニ必要ナル選舉人名簿ニ關シ本法ニ定ムル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅命ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得、但シ其選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定ノ日迄其效用ヲ有ス

衆議院議員選舉法中改正

法律案（植原悅二郎君外

二名提出）

- 第八條第一號中「二十五年」ヲ「二十年」ニ改ム
- 第三號ヲ削ル
- 第十條中「三十年」ヲ「二十年」ニ改ム
- 第十一條第一號ノ次ノ左ノ一號ヲ加ヘ第二號以下順次繰下ク

二、貧困ノ爲、官公費若ハ慈善事業其他ノ救助ヲ受ケテ生計ヲ爲ス者及之ヲ受ケタル後一ヶ月ヲ經過セサル者

第十二條第二項中「又ハ官立公立私立學校ノ學生生徒」ヲ削ル
第十三條第一項ヲ削ル
第十八條第四項中「納税額及納税地」ヲ削ル
第十九條削除
第二十二條削除
第二十三條中「二」ヲ削ル
第二十四條中「第二十二條」ヲ削ル
第九十九條削除

附則

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス
本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スルニ必要ナル選舉人名簿ニ關スル第十八條第二十條第二十四條第二十六條第二十七條ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ其期日又ハ期間ヲ定ム但其選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定ノ日迄其效力ヲ有ス

この案に對しては政府及政友會は時機尙早の一點張にて反對したことは云ふまでもなく、議會は委員會をも設けずして即決否決して了つた。解散を賭し、數ヶ月の日子を費し、國民の判斷を動かし來つた問題に對して議會の態度はたしかに眞面目を缺いた感があつた。

第三 第四十四議會前の普選運動

財界の不況は俄然として労働者の失業を激増させた、同時に労働問題の空景氣は下火となつた。従つて又普選の手先に使はれて來て居た労働者も沈黙せざるを得ぬことになつて來た。四十三議會に即決否決を食つて普選案は汀に寄する泡沫の如く定めなき運命を行水の數に委して第四十四議會にたどつて來た。さらば新戦場の陣容は如何。

一 院外普選問題の形勢

第四十三議會後の院外普選運動者即ち主として労働者の態度には顯著なる變化が認められた。普選運動に對する労働者の態度は四十三議會を分境として従前の無目的、慕進的野猪的なるに全く反し處女の如くにおとなしく深山の如くに靜り返つて來た、勿論三、四の示威運動は行はれた。が其量に於て質に於てマザ／＼と異なる現象を呈した。これは何故であらう。

惟ふに素々普選運動が先頃の様に旺に

なつた譯は普選權そのものが労働者本來の要求であると云ふ事實よりは、大正七年八年に於て労働者が獲た社會運動上の成功が、新に一つ捌け口を求めてゐたの際して、普選がその共通の目標となつたと云ふにある。その意味は、數年來労働運動が盛大となり、或程度に彼等には運動に對する自信が出來たのであるから、ストライキ以外別に共通的な大目的をつかんで一層活躍をつづけたのと考へてゐたとき、普選と云ふ好問題を捕へたのである。然るにこの運動は當初労働者の運動であると思つてゐる内にそれはいつしか労働者の運動でなくなつて、それは政治家とその一種の職業運動者の運動、又はそれに使役されてゐる純然たるゴロツキの運動となつてゐた。何故にかくなつたかは今茲で云ふべき限りでなく、又如何なる政黨が如何にして彼等と政黨とを結んだかも之を知ることが出來ぬが、演說會に、野外運動に、多額の經費の使用され所謂名士が出馬するに及んで、普選運動は事實上労働者團體のみの

運動でないといふことになつた。而も今にも普選案が通過しさうに考へてゐた彼等の豫期は、議會の實狀の然らしむる所とは云へ結果について無慘に裏切られた。かくして、労働者は漸次に過去の必ずしも賢明でなかつたことを知り、政治家のたのむべからざるものであることを知り、併せて不賢明なる政治運動は、折角彼等が築き上げて來た純眞な經濟的社會的運動を害するものとなることを知るに至つた。彼等の内には新しい社會哲學が擡頭して來た、或者は堂々と議會政治に否認の聲をあげ、或者は、經濟的社會運動は政治的社會運動と別箇たるべきことを主張した。之實に第四十三議會後の労働者間に於ける普選熱の冷却して來た思想的過程である。而してこの間、景氣の絶頂より不景氣のドン底へ落ちて行つたこと——即ち労働條件の改善に最も都合よき時期より失業者の多き状態へと移つて行つたことが、労働者の内に異つた心理を産み、それが前述の態度の變化を齎す大原因となつたことは云ふまで

もない。即ち左に四十三議會以後の普選運動を列擧するが、其の運動が四十二議會の如く花々しくくないのはこの間労働者團體のこの運動に對する熱度の冷却を語るものであらう。

關西労働團體の普選運動

十一月廿日大阪向上會、印刷工組合、大阪鐵工組合、友愛會等の組織して居る普選期成關西労働團體の實行委員十數名大阪に中合會を開き十年一月十六日を期して晝は市内各地に示威運動を開始し、夜は大阪中央公會堂に於て講演會を催す事を決議した。

全國普選聯盟の發會式

十二月二十七日日本労働黨、獨立労働黨及都下労働團體十五團は日比谷幸樂にて全國普選聯盟發會式を擧げ、獨立の本多君趣旨を述べて芳川哲君を座長に押し、綱領として政黨派に超越せる純眞普選促進運動を爲すこと、及び會則五條を可決して忘年会に入り思ひくの氣焰を吐しが、純労働者は同運動に参加せぬことを表明

した。

大阪向上會の普選運動

十二月廿九日大阪砲兵工廠四千の職工を以て組織する向上會では關西に於ける普選運動の魁をなすべく普選大宣傳を舉行八木會長以上幹部は赤地に白く「向上會」と染出した襷をかけ「普選を求め」と大書した大旗を翻し自動車二臺に分乘市内を乗廻し「吾等は飽くまで普選を要求する」と記した三角形の色紙十萬枚を撒布した。

二 各政黨の態度

臨時議會に失敗した野黨は早くより普選の善後策を講ずべきであつたが、十一月四日に至つて漸く築地精養軒に於て政界革新普選同盟の第一回懇親會を開くこととなり、憲、國無所屬の代議士及前議士等約二百名出席左の宣言決議を可決して始めて新運動に入つた。

宣言綱領

- 一、普通選舉の斷行
- 二、政黨の改造
- 三、民本主義を基調としたる新文化の建設

状議

- 一、普通選挙の實行案を作製し第四十四議會に於いて之が通過を期す
- 一、社會民心を作派し政界の根本的革新を期す

更に發起人より提議したる左の各項を是れ亦異議なく可決したり

- 一、本會を政界革新普通選挙同盟と稱し永續的團體とし本日出席者を以て實行委員とする事
- 二、發起人總代七名を以て當任委員とする事
- 三、本會の事務を處理する爲當任委員中より若干名を幹事に囑託する事
- 四、本會に調査部を置き普通選挙實行案及び政黨改造案を作製する爲め當任委員中より若干名を起草委員に囑託する事
- 五、本會に宣傳部を置き常任委員中より若干名の特別委員を囑託する事

次に普通選挙同盟起草委員會は二十一日午後七時帝國ホテルに於て開會各野黨代表者出席劈頭關直彦氏を座長に推し次で林田龜太郎、松本君平兩氏より實行委員會の經過を報告し左の参考私案二案を提出し議事に入る。

第一號参考案

第八條 帝國臣民タル男子ニシテ年齢滿二十歳以上ノ者ハ衆議院議員ノ選挙權及被選挙

權ヲ有ス

第九條 選挙人名簿ニ登録セラレサル者ハ選挙權ヲ行フ事ヲ得ズ

第十條 削除

第十一條 左記ニ掲グル者ハ選挙權ヲ行フ事ヲ得ズ

- 一、公私團體又ハ官ノ扶助ヲ受クル者
- 一ナニトシ以下各項繰下グ

第十二條 陸海軍人ニシテ軍役中ノ者及召集中ノ者ハ選挙權ヲ行フ事ヲ得ズ

第十三條 削除

第八條 左ノ條件ヲ具備スル者ハ選挙權ヲ有ス

- 一、帝國臣民タル男子ニシテ年齢滿二十五年以上ノ者
- 二、選挙人名簿調製ノ期日迄引續キ滿六箇月以上同一選挙區ニ住居ヲ有スル者(衆議院議員選挙法中納税ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス)

第十條 帝國臣民タル男子ニシテ年齢滿二十五年以上ノ者ハ被選挙權ヲ有ス

第十一條 左ニ掲クル者ハ選挙權及被選挙權ヲ有セス

- 一、貧困ノ爲官公費若クハ慈善事業其ノ他ノ救助ヲ受ケ生計ヲナス者
- 二、禁治産者及准禁治産者
- 三、身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ濟辨ヲ了ヘサル者及家資分散若クハ破産ノ宣告ヲ受ケ其確定シタル時ヨリ復權ノ決定確定ニ

至ル迄ノ者

四、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

五、六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其執行ヲ終リ又ハ執行受クル事ナキニ至ル迄ノ者

第十二條 華族ノ戸主ハ選挙權及被選挙權ヲ有セス

陸海軍人ニシテ現役中ノ者及ビ戰時若クハ事變ニ際シ召集中ノ者モ亦同シ

第十三條 削除

右に就て種々協議を重ねた後二十四日國民黨の代議士會、二十五日の憲政會代議士總會を待ち二十五日午後七時同所に於て普通選挙同盟委員參集し若し憲政會又は國民黨にして前記二案を同一歩調を以て提案せざるに決するに於ては普通選挙同盟は前記第一號案或は第二號案を以て二十七日の開院式當日に普通選挙案を提出する事とした。そこで國民黨代議士會は廿四日本部に於て開催、種々協議を重ねたが結局普通選挙の作成に係る第一案第二案の何れにても同意すべきにつき憲政會並に無所屬團に對し之が交渉をなす爲めに關直彦、大内暢三、植原悦二郎の三氏を交渉委員に舉

げた。一方に於て憲政會議員總會は廿五日本部に於て開催、幹部側は今回交渉を受けたる兩案と憲政會案とは大向小異なるを以て國民黨其の他が憲政會案に同意することを希望し若し絶對的に同意せざれば憲政會は遺憾ながら國民黨の交渉に應ずると能はずとの口吻を漏し幹部と黨員との間に種々意見の交換あつて後幹部の意見に従ふこととなつた。由つて小泉、三木兩氏は二十五日午後五時半國民黨の關總務を築地精養軒に訪問し黨議を尊重する意思を傳へ、こゝに兩黨の一致は望みなきこととなつた。更に廿六日午後七時半より海上ビルデング内中央亭に於て最終の普選同盟大會開催され、彼の第一號案に修正を加へて左の合同修正案を決議し愈々廿七日、普選同盟及國民黨は憲政會と手を切つて議會に左案を提出する事に決した。

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院

選舉法中左ノ通り改正ス

第八條 帝國臣民タル男子ニシテ年齢滿廿年

以上ノ者ハ選舉權及被選舉權ヲ有ス

第九條 選舉人名簿調製ノ期日迄引續キ滿六

ケ月以上同一選舉區内ニ住居スルモノニア

ラサレハ選舉權ヲ行フコトヲ得ス
前項ノ期間ハ行政區劃變更ノ爲メ中斷セラ
ルコトナシ

第十條 削除

第十一條 「選舉權」及被選舉權ヲ有セス」ヲ

「選舉權ヲ行フコトヲ得ス」ニ改メ左ノ一號

ヲ加ヘ第一條以下順次繰下グ

一、公私團體又ハ官ノ救助ヲ受クル者

第十二條 第一項ヲ左ノ如ク改ム

貴族院議員及貴族院議員ノ互選人ハ選舉權

ヲ行フコトヲ得ス

第十三條 第一項ヲ削除

第二項中「又ハ官立、公立、私立學校ノ學生、

生徒」ヲ削ル

第十八條 第四項中「納稅額及納稅地」ヲ削ル

第十九條 削除

第二十條 削除

第二十三條中「第二條」ヲ「第二十一條」ニ改ム

第二十四條中「第二十二條」ヲ削ル

第四十三條ヲ第四十三條ノ一トシ其次ニ左ノ

一條ヲ加フ

第四十三條ノ二 航行中ノ船舶ハ前條ニ準ス

本條ノ施行ニ關スル細則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム第九九條 削除

附 則

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス本法ニ依リ

初テ議員ヲ選舉スルニ必要ナル選舉人名簿ニ

關シ本法ニ定ムル期日又ハ期間ニ依リ難キト

キハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

但シ其選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定ノ日

迄其ノ效力ヲ有ス
大正九年將に往かんとする。本年の政界
は徹頭徹尾各黨共に普選を臺にして不得
要領の戯曲を演じたと云ふ事に歸する。